

石綿健康被害の救済に関する取組

令和2年7月31日

環境省大臣官房環境保健部
石綿健康被害対策室

石綿健康被害の救済に関する取組(概要)

石綿関連疾患(悪性中皮腫・肺がんなど)を発症した者

労災の対象とならない者
労働者の家族
工場周辺の住民 など

仕事で石綿(建材・断熱材など)を取り扱った労働者

労災保険制度
(厚生労働省)

石綿による健康被害の救済に関する法律(石綿救済法)に基づく救済制度

(独)環境再生保全機構

石綿健康被害救済事業

救済給付にかかる事務
申請の受付、認定、給付など

医学的判定
の申出



環境省

石綿健康被害対策

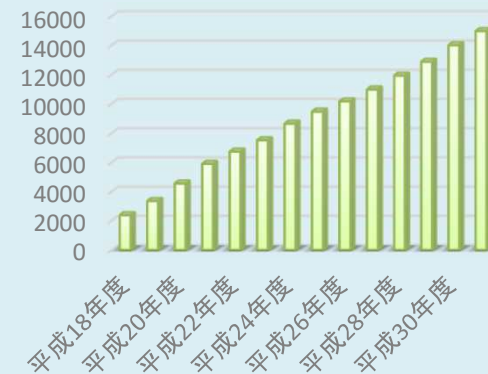
医学的判定にかかる事務
石綿健康被害判定小委員会開催など

～適切かつ効率的な医学的判定のための事業～

医学的知見の収集や診断技術の均てん化など

- 石綿健康被害救済制度に係る動向調査
- 石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査・診断支援等事業
- 中皮腫登録事業
- 石綿繊維計測体制整備事業

認定者数(累計)



健康管理

石綿読影の精度確保等調査事業

石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の最終とりまとめをもとに、ばく露の程度に応じた石綿ばく露者に対する健康管理を効果的・効率的に実施するための対策等について調査・検討を実施

石綿健康被害判定小委員会の開催状況等について

1. 石綿健康被害判定小委員会及び審査分科会の開催状況（R2.3月末時点）

- (1) 判定小委員会 全186回開催（第1回：平成18年4月11日）
- (2) 審査分科会 全353回開催（第1回：平成18年5月16日）
- (3) 石綿肺等審査分科会 全101回開催（第1回：平成22年9月16日）

2. 令和元年度における医学的判定の状況等（単位：件）

(1) 認定疾病と判定するもの

| 項目 | 令和元年度判定件数 | | | | | 判定件数累計 |
|--------|-----------|-----|-----|----------|-----|--------------|
| | 中皮腫 | 肺がん | 石綿肺 | びまん性胸膜肥厚 | 合計 | (H18.4～R2.3) |
| 療養者 | 651 | 144 | 1 | 20 | 816 | 9,912 |
| 施行前死亡者 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 163 |
| 未申請死亡者 | 128 | 42 | 1 | 3 | 174 | 1,454 |
| 計 | 779 | 188 | 2 | 23 | 992 | 11,529 |

(2) 認定疾病でないとして判定するもの

| 項目 | 令和元年度判定件数 | | | | | 判定件数累計 |
|--------|-----------|-----|-----|----------|-----|--------------|
| | 中皮腫 | 肺がん | 石綿肺 | びまん性胸膜肥厚 | 合計 | (H18.4～R2.3) |
| 療養者 | 43 | 44 | 28 | 30 | 145 | 2,051 |
| 施行前死亡者 | 0 | 4 | 0 | 0 | 4 | 400 |
| 未申請死亡者 | 22 | 19 | 12 | 6 | 59 | 602 |
| 計 | 65 | 67 | 40 | 36 | 208 | 3,053 |

※判定小委員会にて判定した件数であり、（独）環境再生保全機構の受付認定状況と異なる。

石綿健康被害の救済に関する取組

- 平成28年に、中央環境審議会「石綿健康被害救済小委員会」において、石綿健康被害救済制度の施行状況を審議。同年12月に施行状況を踏まえた論点及び今後の方向性を取りまとめ。
- 現在、同取りまとめの内容に沿って、各種取組を実施中。

石綿健康被害救済小委員会「取りまとめ」を受けた取組（1）

| 取りまとめにおける「今後の方向性」 | 取組状況 |
|--|---|
| 【救済給付】 <ul style="list-style-type: none">• 当面は、現行制度の基本的考え方に基づき安定的かつ着実な制度運営を図り、迅速な救済を更に促進。• 今後、救済制度の被認定者の介護等に関する実態について調査。 | <ul style="list-style-type: none">• 平成29年度に療養中の全ての被認定者(1,006名)と亡くなられた被認定者(100名)を対象に「石綿健康被害救済制度被認定者の介護等の実態調査」を実施。• 平成29年度に実施した調査結果について、平成30年度に調査協力者の療養期間や指定疾病などのデータを考慮した詳細な解析を実施。 |
| 【指定疾病】 <ul style="list-style-type: none">• 今後、良性石綿胸水のうち重篤な病態について、新たに救済対象として取り扱うことができるか、その基準も含めて検討。 | <ul style="list-style-type: none">• 平成29年6月、被包化胸水を石綿による「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」として取り扱うことができるよう「医学的判定に係る資料に関する留意事項」を改訂。 |
| 【制度運用】 <ul style="list-style-type: none">• 救済制度や医学的知見について医療関係団体への更なる周知を実施。特に石綿肺がんに関する周知を重点化。 | <ul style="list-style-type: none">• 平成30年度に医師・医療関係者向けに石綿による肺がんについて周知するためのチラシを医療機関(1,793箇所)に配布。厚生労働省、(独)環境再生保全機構と連携し、日本肺癌学会や日本呼吸器学会などの7医療関係団体に対して周知を実施。 |

石綿健康被害の救済に関する取組

石綿健康被害救済小委員会「取りまとめ」を受けた取組 (2)

| 取りまとめにおける「今後の方向性」 | 取組状況 |
|---|---|
| <p>【制度運用(続き)】</p> <ul style="list-style-type: none">救済制度や医学的知見について医療関係団体への更なる周知を実施。特に石綿肺がんに関する周知を重点化。中皮腫患者に対し、救済制度や地域の医療・介護・福祉サービス等に関する総合的な情報提供を検討。肺がん判定のための繊維計測の迅速化や認定申請の合理化等を図る。 | <ul style="list-style-type: none">平成31年4月に(独)環境再生保全機構ホームページ上に、中皮腫患者を対象とした医療機関、治療、行政サービス等の情報提供サイトを開設。繊維計測の迅速化に向け、精度管理、人材育成、計測マニュアルの作成等の体制整備を実施。認定申請を円滑に受け付けられるよう、保健所説明会を継続的に実施(令和元年度7ブロック、参加人数合計293名)。 |
| <p>【健康管理】</p> <ul style="list-style-type: none">「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」を対象地域の拡大に努めながら継続し、健康管理の在り方について引き続き検討。 | <ul style="list-style-type: none">令和2年3月の検討会で「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」の最終取りまとめを実施。推定されるばく露量に応じて3つの集団に分類し、健康管理の在り方を検討することが提案された。令和2年度より最終取りまとめでの提案を基に、石綿読影の精度確保等調査事業を実施。 |
| <p>【調査研究】</p> <ul style="list-style-type: none">中皮腫の診断・治療の向上のため、救済制度での認定症例の収集等を継続するとともに、がん登録制度の活用方法を検討。 | <ul style="list-style-type: none">救済制度において中皮腫と判定された症例の病理所見、石綿ばく露歴、画像所見等の情報を取りまとめの上、環境省ホームページに掲載し、医療関係者等に情報提供中。がん登録を活用した救済制度の効果的かつ効率的な周知方法に関する調査を実施。 |

石綿読影の体制整備に向けた調査及び、有所見者の疾患の早期発見につながる健康管理方法を検討します。

1. 事業目的

- ① **石綿読影の精度に係る調査**：既存検診の機会を活用して石綿関連疾患が発見できる体制の整備に資するため、自治体の石綿読影の精度向上に向けた知見を収集する。
- ② **有所見者の疾患の早期発見可能性に関する調査**：石綿のばく露が推定される集団に対する健康管理の在り方について検討するため、追加的な検査を行うことで疾患の早期発見につながるか調査し、知見の収集を行う。

2. 事業内容

平成27年度～令和元年度に行った石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の最終とりまとめ（以下「最終とりまとめ」）において、一般住民については、既存検診の機会を利用して石綿関連疾患が発見できるような体制を整備することが望ましいとされた。これを踏まえ本調査では、自治体が一次読影、国が二次読影を実施し、双方の読影結果を照合すること等により、自治体の石綿読影の精度確保に向けた知見を収集し、取りまとめる。

また、最終とりまとめでは、石綿関連所見の存在から石綿ばく露が推定される集団について、どのような健康管理が望ましいか、現時点で知見が十分ではなく、追加的な検証が必要とされた。そのため、これらの集団を対象に、既存検診に加えて追加的な検査を行い、疾患の早期発見の可能性を検証することで、効果的かつ効率的な健康管理の在り方を検討する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ① 委託・請負事業 / ② 請負事業
- 委託先・請負先 ① 地方公共団体・民間事業者 / ② 民間事業者
- 実施期間 ①・② 令和2年度～令和6年度（予定）

4. 事業イメージ

